

2015年7月24日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
SBIライフリビング株式会社
代表取締役会長兼社長 河野由紀

全部取得条項付普通株式の取得に伴う端数株処分代金のお支払いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、2015年4月3日開催の臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会の決議に基づき、2015年5月11日を効力発生日として、当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得いたしました。

この全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき1,473,337分の1株の割合にて当社のA種種類株式を交付いたしました。が、割当の結果、株式会社LLホールディングス（以下、「LLホールディングス」といいます。）以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となりました。

全部取得条項付普通株式の取得に伴うA種種類株式の割当交付の結果生じた1株未満の端数につきましては、その端数株式に応じて端数株処分代金を「端数株処分代金計算書」のとおりお支払いいたします。

つきましては、下記「2. 端数株処分代金のお受け取りについて」をご高覧のうえ、端数株処分代金をお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. お支払いする端数株処分代金について

A種種類株式の割当交付の結果生じた1株未満の端数に相当する部分につきましては、当該端数の合計数の売却について裁判所の許可が予定どおり得られましたので、全部取得条項付普通株式1株につき1,070円（LLホールディングスが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格相当額）が交付されることとなります。

2. 端数株処分代金のお受け取りについて

配当金の受取方法として銀行振込をご指定されている株主様には、「端数株処分代金計算書」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、配当金の受取方法として銀行振込をご指定されていない株主様には、「端数株処分代金計算書」と併せて「端数株処分代金領収証」を同封いたしますので、払渡しの期間内（2015年7月27日（月曜日）から2015年8月28日（金曜日）まで）にお近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）窓口にてお早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

※お受け取りの際には取引時確認のためご本人であることが特定できる資料（取引時確認資料）のご提示等をお願いすることがあります。

3. 税金について

今回の端数株処分代金には、税務上みなし配当とされる部分はなく、全額が株式の譲渡代金として取り扱われます。そのため、個人の株主様におかれましては、株式等の譲渡所得等が申告分離課税の適用対象となり、その譲渡所得金額（本件端数株処分金額から取得費及び手数料等を控除したもの）がプラスの場合には、ご自身で確定申告を行う必要がございます。ただし、税金に関しましては様々なケースが想定されますので、詳しくは所轄の税務署等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

なお、同封の「端数株処分代金計算書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

4. 本件に関するご照会先

その他ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

照会先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

フリーダイヤル 0120-782-031

以 上